

新庁舎建設基本構想について

- 【1】基本構想の全体の流れについて
- 【2】南九州市の課題と現庁舎の課題と基本理念について
- 【3】新庁舎整備の基本的な考え方について
- 【4】新庁舎の整備方針について

南九州市 新庁舎建設推進課

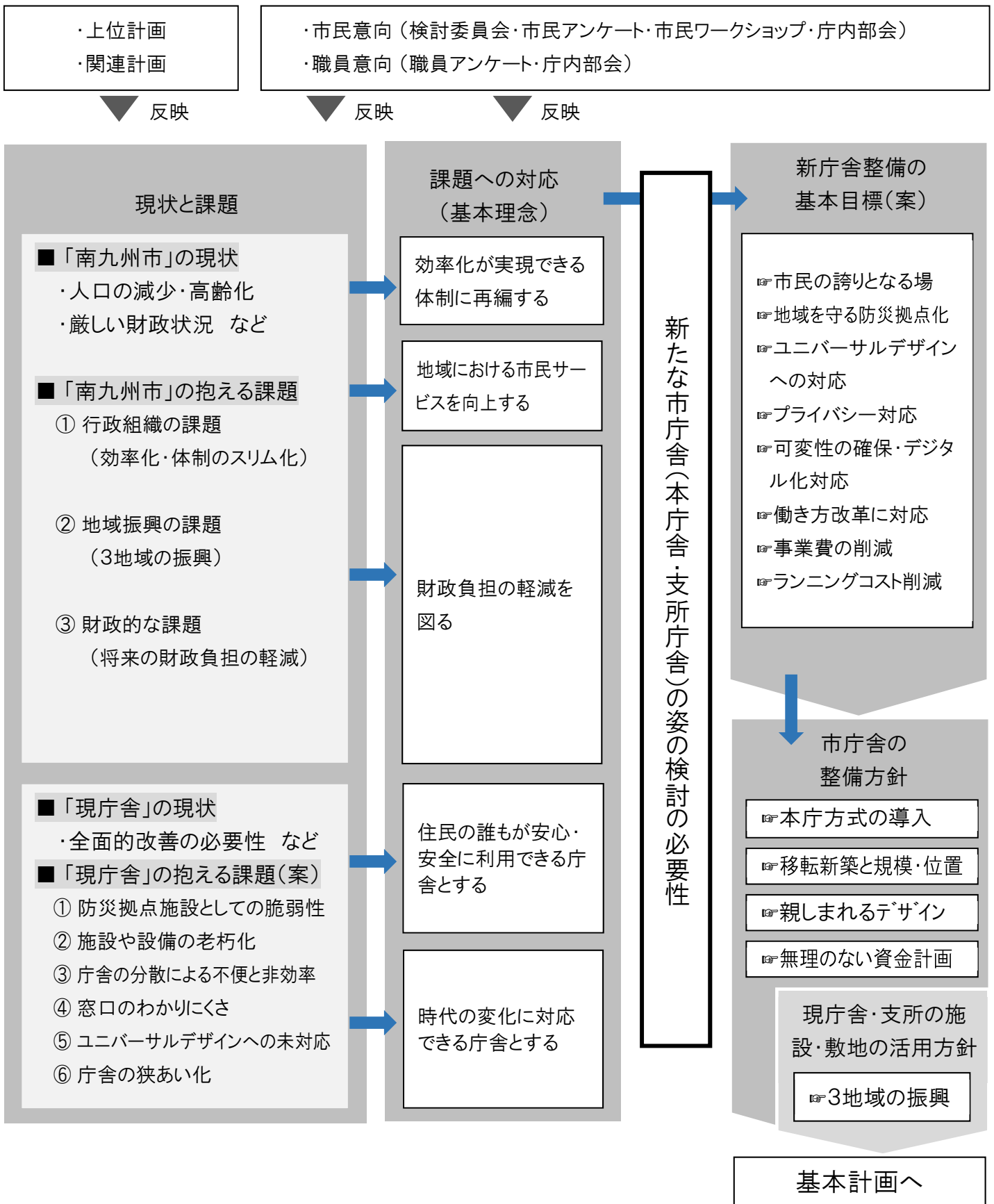
令和3年10月5日

【1】 基本構想の全体の流れについて

新庁舎建設基本構想の大きな目的のひとつは、平成 24 年度庁舎の在り方市民検討委員会以降、平成 29 年度庁舎建設等市民検討委員会にて整理されてきた「新庁舎の必要性」を、順序だてて構成していくことにあります。

過去に議論されたことも踏まえて、概ね次に示す構成によって整理していく予定です。

■表 基本構想のイメージ(案)



(参考) 基本構想の構成(案)

序章. はじめに

第1章. 構想策定の目的及びこれまでの検討経緯

- (1)新庁舎建設基本構想の策定目的
- (2)新庁舎建設の検討の必要性について
- (3)上位計画・関連計画との位置づけ
- (4)新庁舎建設に係るこれまでの検討経緯
- (5)基本構想策定における検討の流れ

第2章. 新庁舎建設基本構想 本編

I 市および現庁舎の現状と課題

1. 南九州市の現状と課題
 - (1)市の現状
 - (2)市の抱える課題
2. 現庁舎の現状と課題
 - (1)現庁舎の現状
 - (2)市民アンケート・市民ワークショップの結果について
 - (3)現庁舎の抱える課題
3. 課題に対する対応(市庁舎整備の基本理念)

II 新庁舎整備の方向性

1. 新庁舎整備の基本的な考え方
2. 新庁舎の整備方針
 - (1)新庁舎の整備手法について
 - (2)新庁舎の規模
 - (3)新庁舎の位置
 - (4)整備費用及び財源の考え方
 - (5)本庁方式移行後の支所について
3. 現庁舎・支所の施設・敷地の活用方針
 - (1)支所機能
 - (2)支所庁舎の利活用方策
 - (3)現知覧庁舎の利活用方策
4. 今後のスケジュール

【2】南九州市の課題と現庁舎の課題と基本理念について

「南九州市の課題」と「現庁舎の課題」を、現段階では以下のように整理しています。また、課題をうけた対応を、市庁舎整備の基本理念として整理しています。

■南九州市の課題（I-1）

南九州市の課題・問題点を、本市総合計画をはじめとする上位計画・関連計画から、とりわけ市庁舎や行政機能に関連する事項を中心に整理すると、以下の3項目にまとめられます。

① 行政組織の課題

効率化・体制のスリム化

少子高齢化の急速な進行、高度情報化の進展など社会情勢の変化に伴い、行政に対する市民の視点はより高度化しており、地方公共団体である市の果たす役割は益々大きくなっています。本市は、分庁方式と総合支所方式を併用した組織体制ですが、効率化や職員削減効果を期待できないことや、経費的面からみて非合理的な状況にあることから、市民サービスの低下をきたさないように、効率的な行政運営を図り、今後見込まれる人口の減少や行政規模に合わせて組織のスリム化等を進める必要があります。

② 地域の振興

市全体の均衡ある発展

穎娃，知覧，川辺のそれぞれの庁舎は、合併後に行政機能をそのまま残す総合支所として必要な機能の整備・充実を図ってきましたが、今後も3地域の一体性の確保，住民サービスの低下を招かないような配慮が必要です。

③ 財政上の課題

将来の財政負担の軽減

事務や組織機構の見直しに努め、効率的な行政運営に取り組んでいますが、少子高齢化や人口減少が進む中であって、社会保障関連費が増加し、労働力の減少による税収の減少が危惧されます。また、平成27年度から普通交付税の合併算定替の段階的な縮減（漸減期間）が始まり、平成31年度をもって終了したことから、将来的な財源は減少することが見込まれています。また、公共施設の老朽化が進んでいることから早急に長寿命化や統廃合などの対策を行う必要があります。

このようなことから、持続可能な行政運営が維持できるよう、財政構造の見直しとメリハリのある投資が必要となります。

■現庁舎の抱える課題（I-2）（案）

現庁舎の課題・問題点を整理します。

知覧庁舎は、過去には麓川の増水による浸水被害を受けており、市庁舎の安全面への懸念から災害対策本部の設置場所としては適しているとはいえないなど、防災拠点機能としての脆弱性がみられます。そのほかにも、「老朽化及び耐震性」「庁舎の分散化」「窓口のわかりにくさ」「施設のバリアフリー化を含めたユニバーサルデザイン」「庁舎の狭あい」などの課題を抱えています。

こうした現庁舎の課題・問題点を、市民検討委員会や庁内検討委員会での検討、市民アンケートの結果や市民ワークショップにおける意見などを考慮して整理していきますが、現時点で以下の7項目にまとめられます。

① 防災拠点施設としての脆弱性

災害対策本部機能不全の恐れ、情報発信・収集機能の脆弱性

- ☞ 知覧庁舎は平成5年の台風による大雨で、庁舎の近くを流れる麓川が越水し、東別館・西別館の地下に浸水被害を受けました。
- ☞ 現庁舎では、災害対策等本部として使用可能な室がなく、有事の際の職員の動線構築、情報収集の体制の構築が困難であるといえます。
- ☞ 停電等が発生した場合の自家発電設備や水道水の貯水槽などが機能的に配置されておらず、災害対応の長時間勤務の従事者のためのシャワー室や仮眠室がないこともあり、庁舎周辺のライフラインが長期にわたり被災した場合、制約を受けた中で災害対策・支援を進めることとなります。
- ☞ 地震や風水害などにより市庁舎が被災した場合は、災害対策本部としての機能が果たせず、災害対策・支援体制の遅れへと繋がる恐れがあります。

② 施設や設備の老朽化

耐震安全性の不足

- ☞ 庁舎施設は、本館となる建物は知覧庁舎が昭和38年、川辺庁舎が昭和42年、穎娃庁舎が昭和44年に建設された建物であり、昭和56年の建築基準法改正以前の旧耐震基準に基づく工法であり、耐震診断を行った結果、補強工事が必要であったことから、平成25年度から順次、耐震補強工事を行ってきており、現行の耐震基準はクリアしています。大規模地震が発生しても、人命の安全確保や発生後の災害対策機能確保が図られ、庁舎の被害を最小限に抑える耐震対策が求められます。

設備の劣化による機能性・快適性の不足

- ☞ 建物の老朽化も著しく、電気・電話の配線関係や窓、ドア・サッシ、トイレの不具合等が多く、その都度修繕しながら使用していますが、建物自体が古いため、断熱性や換気性能をふくめた空調性能が低く、快適に利用できる施設とはなっていないことから、設備の全面的な改善が求められます。
- ☞ 昨今の情報化の進展により、ICT機能の導入によるPCなどの電子機器や庁内ネットワークなどの情報化は進んでいます。しかしながら、庁内LANや電気・電話線等は床面に露出し、情報機器の配置換えなどに柔軟な対応ができず情報ネットワーク環境の拡張に支障をきたしている状況にある事から、災害などの不測の事態において継続稼動可能なシステム環境の整備が求められます。

老朽化によるコストの増大など（整理中）

- ☞ 【要整理】（空調用のボイラーなど各種設備の劣化の課題）（耐用年数を経過した設備機器のランニングコストの増大は、財政負担低減の観点からも改善が必要）
- ☞ 【要整理】（OA機器などの配線の整備・省資源や省エネルギー）
- ☞ 【要整理】（空調機器が集中管理方式であることでの使い勝手や運用コストなどの問題）

③ 庁舎の分散による不便と非効率

市民、職員ともに非効率

- ☞ 現在の市庁舎機能は、顕娃庁舎、知覧庁舎、川辺庁舎などに分散して配置されています。
- ☞ 庁舎の分散は、複数の所用を行う市民にとって利便性が低く、広報誌やパンフレット等を含め情報提供コーナーが各部署に分散し、容易に情報収集することが出来ない状況になっています。
- ☞ 連絡会議などはテレビ会議システムなどを導入済みですが、緊急性や重要性の高い業務が生じた場合の対面の必要性がある職員間の会議についても、すぐに実施できない不便も生じています。

庁舎管理費の増大

- ☞ 庁舎管理費（ランニングコスト）の観点からも庁舎の分散は課題の一つであり複数の施設を維持することは管理コストの増加を招いています。
- ☞ 職員に対しても 事務決裁や打合せ、書類管理のために庁舎間を移動する必要性が生じ業務効率の低下のみならず、燃料費、公用車の損耗などの非効率を招いている状況です。

④ 窓口のわかりにくさ

配置・案内のわかりにくさ

- ☞ 知覧庁舎本館では、申請手続きや証明書の発行等を行う窓口が各フロアに分散しています。また、庁舎の入口から手続きが必要な窓口が見渡せず、案内表示がわかりにくく窓口の場所やトイレの位置などがわかりづらい状況であり、来庁者の動線に無駄が生じやすくなっています。

☞これは、来庁者の要件処理時間や待ち時間に影響することから、窓口サービスの配置なども含めた改善が必要ですが、現在の庁舎構成における庁舎スペースでは改善することは難しいと思われます。

⑤ ユニバーサルデザインへの対応

バリアフリー等の問題

- ☞市庁舎には高齢者や障害者に配慮した施設機能が必要ですが、現在の庁舎には、支所庁舎を含めエレベーター等の昇降設備は設置されておらず、段差のある場所が存在することやスロープ位置の問題のほか、車いす利用者に配慮したカウンターや記載台、案内表示となっていないなど、車いす利用者や高齢者、障害者の方には、ご不便をおかけしています。
- ☞エレベーター等の昇降設備を別途設置・整備することも考えられますが、構造上の観点から簡単に整備できるとは言い難い状況です。
- ☞近年の外国人の多様化に伴う多言語表記の案内板も不十分な状況となっています。

⑥ 庁舎の狭あい化

利用者ゾーンの狭あい

- ☞待合スペースが狭く、各窓口の待合と窓口間のスペースが一般通路となっており、利用者同士の往来に支障を来しています。
- ☞キッズスペースがないため、子ども連れの方が安心して所用をすませることができないほか、市民の自主的な活動や交流、気軽に休憩できるスペース、来訪される市民や観光客などに対する情報提供スペースも不足しています。

執務スペースの狭あい

- ☞執務スペースは、現フロアは事務の増大や組織再編等に伴い狭あい化しており、転入転出や出生死亡等に伴う手続ごとに市民が移動しなければならないなど、サービスの低下を招いています。
- ☞会議スペースは19室配置されていますが、期日前投票所や給付金の申請等一時的に広いスペースを要する行政事務で会議室等を利用している状況です。

狭あいによるプライバシーの問題

- ☞窓口カウンターは十分な数が確保されておらず、個室の相談室も少ないため、プライバシー性の高い相談を隣席と仕切りのない窓口カウンターで受ける場合があり、カウンターの近くに待合席があるため相談内容が他人に漏れる可能性があり、プライバシーの保護や情報漏えいの点なども課題となっています。

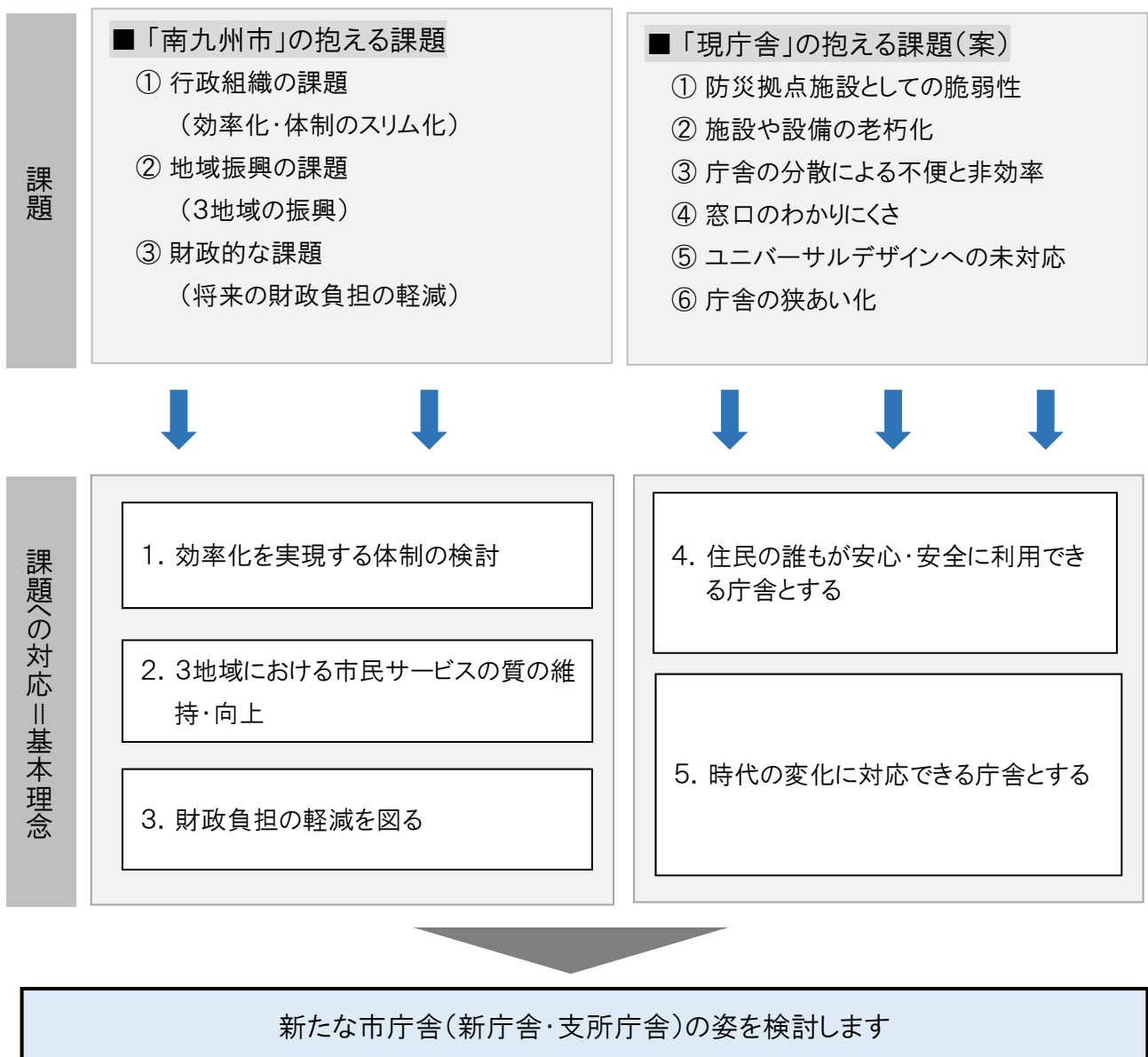
■市および現庁舎の課題への対応（＝基本理念）（I-3）

これまでに述べたように、南九州市は自治体として、行政運営の効率化をはじめとした解決すべきまちづくりの課題が山積しています。

また、支所庁舎を含めた現庁舎施設についても、近年求められる多様なニーズに対応するうえで多くの課題があります。

これらの市の課題、現庁舎の課題を解決するためには、短期的な対応にとどまらず、将来にわたっての長期的な視点に立った南九州市の持続可能なまちづくりの観点や、行政運営の総合的な観点から課題に対応する必要があります。課題に対する対応策は、以下のよう整理され、平成24年度庁舎の在り方市民検討委員会以降検討してきた内容を整理し市庁舎整備の必要性としてまとめます。

■図 市および現庁舎の課題に対する対応(基本理念)



【3】新庁舎整備の基本的な考え方について（案）

「市の現状と課題」「現庁舎の現状と課題」を受けて、「市庁舎の基本目標」は、新庁舎と支所庁舎をどのようなものにしていくのかを決めていく基本的な考え方であり、整備方針へとつながり、その後の基本計画と設計への取り組みに受け継がれていきます。

■新庁舎整備の基本的な考え方（Ⅱ-2）

基本理念に基づき、まちづくりを担う市民や議会，行政が，お互いに情報を共有・発信でき，また，市民の利便性が高く，非常時にも安全な市民生活を支えられるとともに 南九州市のシンボルとなりうる施設の整備を行うため，以下に掲げる8つの項目を基本的な考え方に取り入れます。

市民の誇りとなる場

- 市庁舎は，単なる行政窓口の中核建築物ではなく，“まちの顔・シンボル”として，市民に親しまれ，誇りとなる施設であることが望まれます。
- 周辺の景観と調和した，市の歴史や文化，自然を感じる意匠（外観・内観）の採用や，市の産業コーナーの設置など，市民の誇り・愛着につながる施設づくり，空間づくりが求められます。
- 市民以外の来訪者が必要とする情報収集・交換・発信などが行える機能を有する施設を目指します。
- 各地域に必要な機能や行政サービス，行政と産業・医療・福祉等の連携等を充実することで，快適な市民の暮らしにつながるまちづくりが求められます。
- さまざまな市民が集まる市庁舎において，行政手続きや行政情報の提示だけでなく，市民や団体などの活動に係る情報共有や交流などが行われることで，市が掲げる協働のまちづくりの活性化が期待できます。市民が気軽に立ち寄れる庁舎とし，市民と行政の関係性を深めながら，市政運営への市民参画や市民協働の一端として休日でも利用できる市民ロビーや市民スペースなどの設置を検討します。
- 市民広場や緑地など，屋外でも市民が集えるフリースペースの整備を検討します。

地域を守る防災拠点化

- 自然災害が激甚化する昨今，庁舎が市民の安心安全の確保を担う役割が求められます。市庁舎は，大規模災害が発生した際には，救助や復旧等に関する検討・指示，情報収集や市民への伝達などを行う災害対策本部が設置されます。そのため，災害時でも周辺建物や塀などの倒壊による庁舎への影響が極力少なく，スムーズな災害活動の拠点として機能できるよう，庁舎の周辺整備または立地場所を検討します。

- 災害対策本部が設置された際、従事する職員が施設に対して不安なく、安心して業務を行うことができる施設とする必要があります。救助や復旧などの指示、情報の伝達や収集、周知が速やかに行えるよう、災害用の資機材や備蓄倉庫等の設置を行います。電気や水道などのインフラが寸断された場合でも、庁舎機能を維持するための自家発電設備による非常用電源や市民への情報伝達が行える非常用通信設備、飲料水兼用耐震性貯水槽などの設置を検討します。
- 平時においても市民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、救助や救援体制が整えられる防災拠点として、安全性の確保を担保する機能が必要です。耐震性を確保し、大規模災害にも耐えうる構造とするため、制震・免震構造を検討します。
- 様々な災害を想定したインフラ整備やフェーズフリーの考えに基づいた施設転用への対応が求められます。
- 消防・災害支援機能等との連動による“災害に粘り強い地域形成”の拠点となることが求められます。

ユニバーサルデザインへの対応

- 市庁舎は、さまざまな市民が利用する施設です。誰もが便利に利用でき、わかりやすく、快適で利便性の高いサービスを受けられることが重要です。
- 交通アクセスの利便性が高められる庁舎位置の検討を行います。
- 年齢や障害などによらず、全ての市民が快適に利用できるユニバーサルデザインを採用し、市民や職員が使いやすい安全な庁舎を目指します。

プライバシー対応

- 市民が必要なサービスをスムーズに受けられる窓口配置を考慮するとともに待合スペースの充実や授乳室の設置、プライバシーに配慮した相談スペースの整備を検討します。
- 市民の個人情報書類などの重要保管文書について、情報漏えいや管理保全の観点から、書類保管庫のスペースや安全性・防災性を十分に考慮します。
- 市民が利用できる喫茶スペースや食堂などの設置や、行政サービスを提供するうえで職員の快適な執務環境を検討します。

可変性の確保・デジタル化対応

- 将来を見据えフレキシブルな執務空間の構成が行える庁舎を目指します。近年、ICTの技術の進展は目覚ましく、こうした情報通信技術の整備が進むと、将来的には市役所に出向かなくても、各種証明や申請が可能となることなども想定されます。このため、行政情報や個人情報などが安全に守られるようセキュリティに配慮し、庁舎内のOA機器の保管・管理が行える施設であるとともに、将来の変化に対応できる柔軟な施設であることが必要です。

働き方改革・ニューノーマル対応

- 生産年齢人口の減少や、育児や介護との両立などの働き方へのニーズの多様化により「働き方改革」が進められているとともに、新型コロナウイルス感染症の影響によるリモートワークの導入や密を避けるためのフレキシブルな職場環境の導入など、新たな生活様式への対応が求められています。

事業費の削減

- 人口減少等により、今後、行財政は厳しい状況下に置かれることが懸念される一方、高齢化の進行に伴うバリアフリー化や、行政サービスのデジタル化・多様化に対応した新たな設備環境の導入、環境負荷を低減する設備機器の更新等の対応が求められます。
- 新庁舎の整備にあたっては、社会情勢の変化に対応した必要な設備等の導入を図りつつも、将来の市民の負担にならないように事業費の削減に努めます。

ランニングコスト削減

- 市庁舎の管理にあっては、ランニングコストが継続的に発生します。長年にわたり使用する施設ですので、光熱水費や通信費など通常の経費のほか、補修や改修の経費も発生します。
- 積極的に太陽光発電などの自然エネルギーを活用する設備や自然通風、雨水の活用など自然エネルギーの積極的かつ有効活用が求められ、建設時の導入コストだけをとらえるのではなく、ランニングコストを含めた長期的な視点でコストをとらえて経済性の向上を図り、維持管理コストの低減を目指します。

【4】新庁舎の整備方針について

課題への対応（市庁舎整備の基本理念）をうけて、「市庁舎の整備方針」として、6つの整備方針を設定するとともに、整備方針3を受け、「現庁舎・支所の施設・敷地の活用方針」を設定します。

市庁舎の整備方針

【整備方針1】 庁舎方式は、「本庁方式」とする。

【整備方針2】 本庁の規模は7,000～7,500 m²程度を目標とする。

【整備方針3】 庁舎方式は、「移転新築」とする。

【整備方針4】 新庁舎の位置は、知覧農業振興センターとする。

【整備方針5】 新庁舎は、周辺環境と調和する市民に親しまれる景観に配慮されたデザインとする。（仮）

【整備方針6】 新庁舎の整備は、市の財政計画を考慮しながら無理のない資金計画で進める。（仮）

現庁舎・支所の施設・敷地の活用方針

【活用方針1】 穎娃庁舎、知覧庁舎、川辺庁舎については、南九州市全体を見据えたまちづくりを考慮して、市民に望まれる利活用を盛り込んだ地域振興拠点として整備する。（仮）

市庁舎整備の整備方針の検討の流れ

■行政機能の再編の方向性についての整理

■庁舎方式についての整理

【整備方針1】 庁舎方式は、「本庁方式」とする。

■「本庁方式」での規模の検討

- A 総務省起債対象事業算定基準による規模算定
- B 国土交通省新営一般庁舎面積算定基準による規模算定
- C 職員一人当たり延床面積を基準にした規模算定
- D 職員一人当たり執務室面積を基準にした規模算定
- E 現状と必要機能を考慮したコンパクト庁舎としての規模設定

【整備方針2】 本庁の規模は7,000～7,500㎡程度を目標とする。

■「本庁方式」で整備する手法の整理

■面積・各種条件の検討

1)「既存改修」による整備	⇒床面積・駐車台数の確保困難
2)「本館改修＋別館建替え」による整備	⇒床面積・駐車台数の確保困難
3)移転先にて「新庁舎を新築」による整備	⇒問題をクリアする敷地の選定が可能

【整備方針3】 庁舎方式は、「移転新築」とする。

■位置の検討

【整備方針4】 新庁舎の位置は、知覧農業振興センターとする。

■庁舎のデザインについての考え方

【整備方針5】 新庁舎は、周辺環境と調和する市民の親しまれる景観に配慮されたデザインとする。(仮)

■整備費用及び財源の考え方

【整備方針6】 新庁舎の整備は、市の財政計画を考慮しながら無理のない資金計画を進める。(仮)

現庁舎・支所の施設・敷地活用方針の検討の流れ

■支所の機能と役割

■支所地域における市民サービスの向上策

【活用方針1】 穎娃庁舎、知覧庁舎、川辺庁舎については、南九州市全体を見据えたまちづくりを考慮して、市民に望まれる利活用を盛り込んだ庁舎を整備する。(検討中)